

その他（指導事項）について

1 定期監査

(1) 平成11年度第1回定期監査結果

ア 事務関係

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>1 要員宿舎の今後のあり方を検討し有効活用を求め るもの (環境事業局)</p> <p>焼却工場に併設されている要員宿舎は、工場の緊急事態の発生に備えて、一定数の要員を確保するために設けられているものであるが、近年の機械設備能力の向上により、新規工場には設置されていない。しかし、全面改修され新規工場と同じ機能を持つ旭工場には、改修前に設置した要員宿舎が引き続き残されている。</p> <p>また、各要員宿舎の入居状況をみると、利用率の低い宿舎も見受けられ、要員としての出勤実績もほとんどない状態である。</p> <p>このような状況のなかで、入居する職員の職種により使用料に格差を設定するなど、一部について福利厚生的な運用が図られているところでもあるので、要員宿舎としての必要性や今後のあり方について検討し、宿舎の廃止、福利厚生施設等への用途転用など、財産の有効活用を図られたい。</p>	<p>要員宿舎は、平成16年5月31日をもって新たな入居申請の受付を停止し、平成19年3月31日をもってすべて退去・廃止することを、平成16年2月13日に方針決定しました。</p>
<p>2 清掃作業等の契約方法等については是正を求め るもの (水道局)</p> <p>西谷第1分庁舎(漏水管理所・北部建設課・南部建設課の事務室)、西部配水管理所等一部の水道施設では、事務室床の掃き拭きなどの日常清掃作業(休日を除く毎日)、見学者・外来者応接対応(随時)及び会議室の設営補助(随時)を一括し、「一般業務」として委託している。</p> <p>また、上記施設では、当該日常清掃作業と年3～4回程度行う機械洗浄・ワックスがけ等の定期清掃作業を別の業者に委託している。当該清掃作業等業務の委託に関して次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p> <p>(2) 水道記念館ほか6か所における「一般業務委託」について、不履行日があるにもかかわらず、全日履行した場合の金額を支払っていたもの。</p>	<p>(2) 平成16年度までに、各施設における清掃作業の委託については、全日履行とし、不履行日があった場合には減額するよう契約を改めました。</p>

(2) 平成13年度第2回定期監査

ア 事務関係

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>1 用地の貸付について適正化を求めるもの (消防局) 自主防災組織資材庫敷地として無償で貸し付けている本市普通財産について、その利用状況をみたところ、実際には自治会小集会場等の用途に使用されているものが見受けられた。 については、普通財産の貸付に当たっては、使用目的に応じた貸付契約を締結するとともに、適正な費用負担を求めるよう改められたい。</p>	<p>自治会から小集会場としての存続の要望を受けた港北区役所と消防局で、財政局に貸付の可否について再度調整したところ、「横浜市自治会・町内会館整備費補助事務取扱要領」に定める町内会館ではなく「打合せスペース」として貸付が可能と判断され、自治会から「打合せスペース」として貸付申請を受け、平成16年3月に、普通財産の貸付契約を締結し、貸付料等が納入されるよう改めました。</p>

(3) 平成14年度第1回定期監査

ア 事務関係

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>1 福祉施設入所者の保護者会からの預り金について改善を求めるもの (福祉局) 松風学園では、施設入所者の保護者の会から、入所者のこづかい及び共用雑費相当として入所者1人につき毎月1万円を預かり、保管及び出納を行っている。 この1万円の預り金のうち、6千円は、こづかいとして各入所者に分配し、残りの4千円については入所者の共用経費として施設が一括して預かっているが、実際には扶助費で支出すべき施設の維持費に充てられているなどしていた。 さらに、この共用雑費相当の預り金の一部を、事務室で10万円、職員詰所で4万円ずつ保管し、入所者個人の手持ち現金が不足した際の一時貸付金としていた。 については、預り金の保管及び出納について適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>扶助費で執行すべき経費については、平成14年8月から扶助費で執行するよう改めました。 なお、自治会を設置し、入所者が参加する旅行などの活動に伴う軽飲食代等に充てるため自治会費を入所者から徴収しており、平成16年8月からは、公金外現金事務処理要領に基づいた適正な処理を行っています。</p>

<p>2 薬品管理の徹底を求めるもの (衛生局)</p> <p>毒物、劇物等として指定されている薬品について、食肉衛生検査所では「毒物、劇物及び危険物に該当する薬品の管理基準」(以下「薬品管理基準」という。)を定めて管理しているが、次のようなものが見受けられたので薬品管理の徹底を図りたい。</p> <p>エ 薬品管理基準によれば、薬品のうち劇物は薬瓶の本数で管理すればよいことになっているが、その一方で福祉保健センターにおける薬品の管理基準を定める「保健所における薬品の管理要領」によれば、劇物は使用量(重量)による数量把握まで行って管理することになっており、劇物の危険性に変わりはないことから、使用量(重量)による管理を含め薬品管理基準の見直しを図るべきもの</p>	<p>エ 劇物の管理を使用量(重量)とすることを含め、平成16年6月に「毒物、劇物及び危険物に該当する薬品の管理基準」を改正しました。</p> <p>また、同年7月に、使用量(重量)による管理を実施するための計測機器を購入しました。</p>
<p>3 土地等の適正な管理を求めるもの (交通局)</p> <p>交通局の所有する土地等の管理状況をみたところ、看板等が許可無く設置されているものや、駅舎の一部が長期間に渡って使用されていないものが見受けられたので、適正な管理に改められたい。</p>	<p>土地等に許可無く設置されていた看板等は、平成16年5月までにすべて撤去しました。</p> <p>また、長期間使用していなかった駅舎の一部は、駅の倉庫として使用するとともに、外側のガラス面にはマナーポスター等を掲出するなど、適正な管理に改めました。</p>

2 財政援助団体等監査

(1) 平成14年度財政援助団体等監査

ア 出資団体

(ア) 財団法人横浜産業振興公社（経済局）

a 団体の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>c 委託業務の履行確認等について改善を求めるもの</p> <p>財団法人横浜産業振興公社（以下「公社」という。）は、横浜市金沢産業振興センターの施設貸出業務の管理運営について横浜金沢産業連絡協議会に委託しているが、同契約書によると、受託者は委託に係る出納簿、施設の利用件数等に関する集計表等の帳簿を作成・整備し、委託者は必要に応じてこれら帳簿等の閲覧又は提出を求めることができることとされている。</p> <p>しかし、受託者から提出された業務履行を確認する書類をみたところ、会計伝票、預金等は受託者固有事業の経理と明確に区分されておらず、施設使用許可申請書には使用内容の記録が一部行われていないなど、使用料徴収額と施設貸出実績とが容易に把握できない状況が見受けられたので、適切な履行確認を行うよう改善する必要があると認められた。</p> <p>また、契約書では受託者は施設利用者から受領した使用料を月ごとに集計し、翌月10日までに委託者に納付するものとされているが、平成13年度から監査日現在までの納入状況をみたところ、半分程度が遅延（最長は該当月の29日納入が2回）していたので、契約どおりの納付を求める必要があると認められた。</p>	<p>財団法人横浜産業振興公社に対して、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受けて財団法人横浜産業振興公社では、次のように適切な事務処理に改めました。</p> <p>横浜市金沢産業振興センターの施設貸出業務の管理運営について委託している横浜金沢産業連絡協議会と協議し、平成15年度から、使用料徴収額と施設貸出し実績が容易に把握できるように、施設使用許可申請書の様式を改めました。</p> <p>また、使用料の納付については、横浜金沢産業連絡協議会を指導し、契約に定めた納期限どおりの納付を行うよう改めました。</p>

b 局の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a 融資資金の支出時期について改善を求めるもの</p> <p>横浜市産業開発資金融資事業は、中小・中堅企業の高度化、商店街機能の更新、工業団地等の整備や新成長産業の創出を目的とした事業に対し、事業認定等の審査を経て、事業主体に金融機関を通じて融資を行うものである。</p> <p>金融機関が行う融資に当たっては、経済局から預託原資の単年度貸付（年度末に返還）を受けた財団法人横浜産業振興公社（以下「公社」という。）が金融機関に対し単年度預託（年度末に回収）を行っている。</p> <p>そこで、経済局から貸付を受けた公社の預託資金のうち、預託を行っていない金額をみたところ最小8億8,900万円、最大17億9,400万円の資金残となっていたので、局においては、融資事業の進ちょくを考慮し、支障のない範囲で資金需要に応じた貸付となるよう適切な事務処理に改められたい。</p>	<p>平成16年度から、事業主体ごとに貸付金額を定めた融資計画に基づいて、資金需要に応じた貸付となるよう、財団法人横浜産業振興公社と「金銭消費貸借契約書」を締結しました。</p>

(1) 財団法人横浜市信用保証協会（経済局）

a 団体の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a 求償権の回収事務の強化に向けた一層の取組を 求めるもの</p> <p>横浜市信用保証協会の求償権の回収事務の状況を みたところ、次のようなものが見受けられたので、 適切な事務処理に改める必要があると認められた。</p> <p>(a) 不動産の仮差押件数に比べて、債権差押件数が 相当少なく、とりわけ、平成15年1月現在、保証 金、売掛金、長期損害保険満期返戻金、生命保険 金等の差押えはない状況であったので、代位弁済 件数が増加する中で、求償権の回収に係る法的措 置の手法をさらに多様化させるための取組を検討 すべきもの</p> <p>(b) 求償権に係る「管理事務処理要領」によると 「債務承認並びに弁済誓約書」は極力公正証書と して作成することとしているが、実際には当事者 間の契約書として作成されており、競売等を執行 するに当たっては、訴訟により債務名義を取得せ ざるを得なくなっているため、主債務者等の協力 が必要などの条件はあるものの、債権回収事務の 効率化や経費節減の効果もあるので、公正証書と して作成すべきもの</p>	<p>横浜市信用保証協会に対して、適切な事務処理を行うよう 指導しました。</p> <p>これを受けて横浜市信用保証協会では、適切な事務処理 に改めました。</p> <p>(a) 求償権の回収に係る法的措置の手法の多様化に向 け、研修会を平成16年1月から2月にかけて実施し、 弁護士のアドバイスを受けて、債権の中でも特定のし やすい郵便貯金の差押えに着手するなど、新たな取組 を進めました。</p> <p>(b) 無担保求償権の中でも資産のある求償権先につい て、債務名義の取得に当たり、公正証書の作成につい て説明をし、同意を得る取扱いに努めました。</p> <p>しかしながら、公正証書の作成については、同意・ 協力が得られていないのが現状です。</p> <p>このような中で、公正証書の作成に協力が得られない 主債務者及び連帯保証人から、確実な担保設定の交 渉を行うとともに、担保設定に応じない場合には、仮 差押え等の法的措置を実施し、債権回収事務の効率化 を図りました。</p> <p>併せて、管理本部を創設し、保証協会債権回収株式 会社の活用を図るなど、求償権回収体制を強化しまし た。</p>

(ウ) 財団法人横浜市国際交流協会（教育委員会事務局）

a 局の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a 横浜市国際学生会館の管理委託料の精算について改善を求めるもの</p> <p>教育委員会事務局では、財団法人横浜市国際交流協会（以下「協会」という。）に対して、横浜市国際学生会館の管理運営業務及び宿泊室に係る使用料の徴収事務を委託している。</p> <p>協会自体の収入についてみたところ、入居者から光熱水費、コインランドリー等の利用料等約474万円を徴収しており、この利用料収入を教育委員会事務局から受託した契約金額に加えて、管理運営を行っていた。また、委託料の精算について、管理運営の費用全額でなく、契約金額で報告をしていた。</p> <p>当該利用料収入については、本市収入とするよう改めるとともに、委託している管理運営の業務内容と整合した委託料の積算に改めるなど、契約内容の見直しを行うことにより、適正な事務処理となるよう改められたい。</p>	<p>入居者からの光熱水費、コインランドリー等の利用料収入については、平成15年度分から本市収入とし、委託料については、この収入額を除外した管理運営の費用金額に基づき精算しました。</p> <p>また、平成16年度の委託料の積算に際しては、事業全体にかかる費用を算定しました。</p>